PCB含有の有無確認

電気主任技術者等に委託し速やかに実施(銘板情報・製造年等を確認)

高濃度PCBを含有する変圧器・コンデンサー等 (高濃度PCB含有電気工作物)であった場合※ ※高濃度PCB含有電気工作物に該当しない場合であっても、微量のPCBを含む変圧器・コンデンサー等(低濃度PCB含有電気工作物)であるかの確認が必要(次頁)

判明後の手続き

管轄する産業保安監督部への届出

- ①PCB含有電気工作物設置等届出書(報告規則様式第13の2) 新たに判明したPCB含有電気工作物の事業場に関する事項、 電気工作物に係る事項
- ②高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書 (報告規則様式第13の6及び別紙)

「事業場に関する事項(電気主任技術者等の氏名・連絡先)、 (管理状況(廃止予定年月) 毎年度分を翌年度の6月30日 まで (ただし、告示期限の1年 前に判明した場合は遅滞なく)

判明後遅滞なく

JESCOへの機器等登録(使用中機器も登録可)

判明後遅滞なく

- ①PCB機器等登録申込書(総括表)
- ②PCB機器等調査票(トランス類・コンデンサ類)様式-1
- ③保管場所、PCB機器等の写真

廃止後の手続き

管轄する産業保安監督部への届出

廃止後遅滞なく

● PCB含有電気工作物廃止届出書(報告規則様式第13の4) 「事業場に関する事項、電気工作物に係る事項(廃止年月日、廃止理由)〕

管轄する都道府県・政令市への届出

毎年度分を翌年度の6月30日まで(※新たに判明した場合は速やかに)

● PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(特措法様式第1(1)) 「保管場所等に係る事項、PCB廃棄物の種類及び量等、処分予定年月」

JESCOへの処分委託手続き

遅滞なく

機器等登録後に発行される「登録確認書」を受領後、処理委託契約・収集運搬契約・(中小企業者等軽減制度申請)を締結して処分

処分後の手続き

管轄する都道府県・政令市への届出

毎年度分を翌年度の6月30日まで

● PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(特措法様式第1号(1)) 「処分したPCB廃棄物の種類及び量、保管場所等に係る事項、前年度分の処分のマニフェストの D票若しくはE票の写し

すべての高濃度PCB廃棄物の処分を終了した場合の手続き

管轄する都道府県・政令市への届出

すべての処分終了後から20日以内

- PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書(特措法様式第4号) 「事業場に係る事項、処分を終了した廃棄物に係る事項、処分委託者名、処分の終了年月」
 - ※処分を終了したとは、全てのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託したことをいう

廃止

使

用

中

(廃棄) 後

処分後

使用中の変圧器・コンデンサーが微量のPCBを含有する可能性がある場合

PCB含有の有無確認

電気主任技術者等に委託し、銘板情報・製造年等から高濃度PCBでないことを確認

製造年が、変圧器は平成5年(1993年)以前※1、コンデンサーは平成2年(1990年)以前のものは絶縁油を採取してPCB濃度を測定※2

- ※1変圧器は絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないこと
- ※2コンデンサーは穿孔すると使用不可となるため、使用中のPCB濃度測定は実施せず

判明後(PCB濃度0.5mg/kg超)の手続き(低濃度PCB含有電気工作物)

管轄する産業保安監督部への届出

判明後遅滞なく

●PCB含有電気工作物設置等届出書(報告規則様式第13の2) 新たに判明したPCB含有電気工作物の事業場に関する事項、 電気工作物に係る事項

廃止後の手続き

管轄する産業保安監督部への届出

廃止後遅滞なく

● PCB含有電気工作物廃止届出書(報告規則様式第13の4) 「事業場に関する事項、電気工作物に係る事項(廃止年月日、廃止理由) 〕

絶縁油中PCB濃度の確認(コンデンサー含む)

廃止後遅滞なく

「PCB濃度が0.5mg/kg超であった場合は適正に保管(微量PCB汚染廃電気機器等) 】

管轄する都道府県・政令市への届出

毎年度分を翌年度の6月30日まで

● PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(特措法様式第1(1)) 「保管場所等に係る事項、PCB廃棄物の種類及び量等〕

無害化処理事業者への処分委託手続き・処分

|無害化処理認定事業者等と処理委託契約・収集運搬契約を締結して処分 |

処分後の手続き

管轄する都道府県・政令市への届出

毎年度分を翌年度の6月30日まで

● PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(特措法様式第1号(1)) 「処分したPCB廃棄物の種類及び量、保管場所等に係る事項、前年度分の処分のマニフェストの D票若しくはE票の写し

使用中

止(廃棄)

後

廃

処分後

使用中のPCB使用安定器(高濃度PCB使用製品)の場合

PCB含有の有無確認

所有者が自ら、又は電気工事士に委託して、速やかに実施(銘板情報・製造年等を確認)

高濃度PCBを含有する安定器(高濃度PCB使用製品)であった場合は、漏洩防止の観点から 直ちに取外し、保管することが望ましい

管轄する都道府県・政令市への届出

毎年度分を翌年度の6月30日まで(※新たに判明した場合は速やかに)

● PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(特措法様式第1(1)) 「所在場所等に係る事項、PCB使用製品の種類及び量等、廃棄の見込み」

廃棄後の手続き

管轄する都道府県・政令市への届出

毎年度分を翌年度の6月30日まで(※新たに判明した場合は速やかに)

● PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(特措法様式第1(1)) 「保管場所等に係る事項、PCB廃棄物の種類及び量等、処分予定年月」

JESCOへの処分委託手続き(搬入荷姿登録)

判明後遅滞なく

- <安定器等・汚染物登録調査票>
- ①搬入荷姿申込書(総括表)
- ②搬入荷姿調査票(様式5)
- ③安定器等・汚染物の撮影写真

搬入荷姿登録後に発行される「登録確認書」を受領後、処理委託契約・収集運搬契約・(中小企業者等軽減制度申請)を締結して処分

処分後の手続き

管轄する都道府県・政令市への届出

毎年度分を翌年度の6月30日まで

●PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(特措法様式第1号(1)) 「処分したPCB廃棄物の種類及び量、保管場所等に係る事項、前年度分の処分のマニフェストの D票若しくはE票の写し

すべての高濃度PCB使用製品の廃棄を終了した場合の手続き

管轄する都道府県・政令市への届出

すべての廃棄終了後から20日以内

- ●PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書(特措法様式第4号)
- 事業場に係る事項、廃棄を終了した使用製品に係る事項、廃棄の終了年月計事業場に係る事項、廃棄の終了年月
 - ※廃棄とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう

すべての高濃度PCB廃棄物の処分を終了した場合の手続き

管轄する都道府県・政令市への届出

すべての処分終了後から20日以内

- ●PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書(特措法様式第4号)
- │ 事業場に係る事項、処分を終了した廃棄物に係る事項、処分委託者名、処分の終了年月 │
 - ※処分を終了したとは、全てのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託したことをいう

廃棄後

使

甪

中

処分後